

千葉県報

号外
令和8年3月31日

主要目次

- 千葉県病院局職員服務規程の一部を改正する管理規程
- 千葉県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程
- 千葉県病院局財務規程の一部を改正する管理規程

病院局管理規程

千葉県病院局職員服務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和八年三月三十一日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第七号

千葉県病院局職員服務規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局職員服務規程（平成十六年千葉県病院局管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「営利企業従事等許可願」を「兼業許可願」に改める。
別記第二号様式を次のように改める。

第二号様式（第四号第一項）

（職員き章）



直径 12ミリメートル

色 地及び県章は黒色、縁及び県章の輪郭は金色

別記第七号様式中「営利企業従事等許可願」を「兼業許可願」に、「報酬額等」を「収入額」に改める。

附則

（施行期日）

1 この管理規程は、令和八年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 この管理規程の施行前に、改正前の千葉県病院局職員服務規程の規定により調製した用紙は、この管理規程の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

千葉県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。
令和八年三月三十一日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第八号

千葉県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局企業職員の給与に関する規程（平成十六年千葉県病院局管理規程第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条（見出しを含む。）中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（第二種初任給調整手当）

第十一条の二 条例第六条の二第一項に規定する給料月額等を考慮して管理規程で定める額は、新たに採用された職員に適用されるその採用の日における給料表の給料月額のうち当該職員の属する職務の級並びに当該職員の受ける号給に当たった額（次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める額）並びにこれに地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に十二を乗じ、その額を服務規程第六条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたものを除して得た額（その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額）（以下「特定額」という。）とする。

一 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額

二 附則第二十三項の規定の適用を受ける職員 当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員が受ける号給に当たった額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）

2 条例第六条の二第一項に規定する在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理規程で定める額は、新たに採用された職員の在勤する地域に当たったその採用の日における地域別最低賃金（最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）第九条第一項に規定する地域別最低賃金をいう。）の額（以下「基準額」という。）とする。

3 第二種初任給調整手当の月額、基準額と特定額との差額に服務規程第六条第一項に

規定する勤務時間に五十二を乗じて得た数を乗じ、その額を十二で除して得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを百円に切り上げた額）（定年前再任用短時間勤務職員にあつては当該額に同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつては当該額に同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第十八条第一項又は任期付職員条例第四条の規定により採用された職員にあつては当該額に勤務規程第六条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

4 条例第六条の二第二項の管理規程で定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして同条第一項の規定を適用するものとする。ただし、特定額として算定されることとなる額（以下「権衡職員特定額」という。）が基準額を下回る職員とする。

5 第三項の規定は、前項に規定する職員の第二種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、第三項中「特定額」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関しては、知事の事務部局の一般職の職員の例による。

第十五条第一項中「月の一日からその月以後の月の末日までの期間として局長が定める期間（以下「支給対象期間」という。）」を「支給単位期間」に、「支給対象期間の」を「支給単位期間の」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 条例第十条第二号に規定する交通の用具は、自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車とする。ただし、地方公共団体又は国の所有に属するものを除く。

第十五条第七項を同条第十項とし、同条第六項中「条例第十条第一号又は第三号に掲げる職員のうち、」を削り、「支給対象期間の月数で除して得た額、第二項第二号」を「支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第三項」に、「額及び」を「額、」に、「支給対象期間の月数で除して得た額」を「支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）及び前項第一号に定める額」に改め、「前各項」の下に「（第二項を除く。）」を加え、「支給対象期間に」を「当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間に」に、「当該支給対象期間」を「当該支給単位期間」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として局長が定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、一箇月）をいう。

第十五条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 条例第十条第一号又は第三号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が局長が定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（局長が定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前各項（第二項を除く。）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、五千円を超えない範囲内で一箇月当たりの駐車場の料金に相当する額として局長が定める額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前各項（第二項を除く。）の規定による額第十五条第四項中「第一項」の下に「第三項」を加え、「支給対象期間につき、局長が定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）及び第一項の規定による額又は前項の規定による額の合計額」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、局長が別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 第一項、第三項又は前項の規定による額第十五条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「支給対象期間に」を「支給単位期間に」に、「自転車等」を「自動車等」に、「第一項に規定する額及び前項に規定する額に」に、「前項に規定する額にその者の支給対象期間の月数に乗じて得た額」を「第一項及び前項に定める額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第十条第二号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、六万七千二百円を超えない範囲内で自動車等（同号に規定する自動車等をいう。以下同じ。）の使用距離の区分に応じて別表第二十三に掲げる額（次の各号に掲げる職員のうち支給単位期間における一箇月当たりの平均通勤所要回数が十回に満たない職員にあつては、その額から、その額に百分の五十を乗じて得た額を減じた額）とする。

一 条例第十一条の二の規定により在宅勤務等手当を支給される職員

二 勤務規程第七条の二第一項の規定による修学部分休業の承認（以下「修学部分休業の承認」という。）を受けた職員

三 勤務規程第七条の三第一項の規定による高齢者部分休業の承認（以下「高齢者部分休業の承認」という。）を受けた職員

四 短時間勤務職員

五 育児短時間勤務職員等

第十七条第六項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第二十二条第二項中「初任給調整手当」の下に「（第一種初任給調整手当及び第二種初

任給調整手当をいう。以下同じ。)を加える。

第三十五条の二第二項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

別表第十二6級の項中

「2 科部長の職務」	を	「2 副科部長の職務」
3 主任上席専門員の職務」	を	3 科部長の職務」
		4 主任上席専門員の職務」

に改める。

別表第二十一病院の項がんセンターの目診療部長及び薬剤部長以外の部長(局長が定め
たものを除く。)の節の次に次のように加える。

副薬剤部長	四種
-------	----

別表第二十三 (第十五条第二項第二号) 「別表第二十三 (第十五条第二項第二号) 普通自動車等使用者等に係る通勤手当の月額表」を

「別表第二十三 (第十五条第三項)」に

「 片道の使用距離 」	職員区分 普通自動車等使用者	「 片道の使用距離 」	手当額
-------------------	-------------------	-------------------	-----

を
に改め、同表原動機付

自転車等使用者の欄を削る。

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、令和八年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年千葉県条例第二十七号。以下「令和四年改正条例」という。)附則第十項に規定する暫定再任用職員は、職員の定年等に関する条例(昭和五十九年千葉県条例第一号)第十三条又は第十四条第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、改正後の千葉県病院局企業職員の給与に関する規程(以下「改正後の管理規程」という。)第十一条の二第一項の規定を適用する。

3 令和四年改正条例附則第二十九項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の管理規程第十一条の二第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。
(施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)

4 この管理規程の施行の前から駐車場等(改正後の管理規程第十五条第七項に規定する駐車場等をいう。)を利用してしている職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより同日において同項の職員たる要件を具備するに至った者は、局長が別に定め

るところにより、その実情を届け出なければならない。

千葉県病院局財務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和八年三月三十一日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第九号

千葉県病院局財務規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局財務規程(平成十六年千葉県病院局管理規程第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「支払のための資金として小切手を振り出すとともに、」を「払出通知書(別記第四十六号様式之二)及び」に、「交付」を「送付」に改め、同条第二項中「交付」を「送付」に改め、同条第三項中「資金を交付」を「払出通知書を送付」に改める。

第四十条第一項中「小切手を振り出すとともに、」を「払出通知書及び」に、「交付」を「送付」に改め、同条第二項中「交付」を「送付」に改める。

第五十九条の見出し中「小切手」を「小切手等」に改め、同条中「小切手」の下に「又は送付した払出通知書」を加える。

第八十八条及び第八十九条第一項中「第七十三条第二号」を「第七十三条各号」に改める。

様式目次の表四十六の項の次に次のように加える。

四十六の二

払出通知書

第三十九条第一項

別記第四十六号様式の次に次の一様式を加える。

第四十六号様式之二 (第三十九条第一項)
払 出 通 知 書

年 月 日

下記の金額を当座預金口座から払い出して下さい。

様

千葉県病院局企業出納員 印

払出金額

年度 千葉県病院事業会計

別記第四十七号様式中「この依頼書に添付の小切手による資金を」を「小切手番号」を「備考」に改める。

附 則

この管理規程は、令和八年四月一日から施行する。

購読料 本号 一部 一二円

発 行 者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千 葉 県
〇四三(二二三)二六五八